



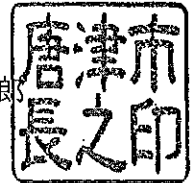
## 唐津市公告

認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の46第1項の規定に基づき、所有不動産の登記移転等に係る公告申請書が提出されたので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

令和6年3月8日

唐津市長 峰 達



### 1 申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所

- (1) 名称 新町町内会
- (2) 区域 唐津市新町の全部の区域
- (3) 主たる事務所 唐津市新町1466番1

### 2 申請不動産に関する事項

別紙1及び別紙2のとおり

### 3 異議を述べることができる者の範囲

- (1) 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人
- (2) 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の相続人
- (3) 申請不動産の所有権を有することを疎明する者

### 4 異議を述べることができる期間

令和6年3月8日から令和6年6月8日まで

### 5 異議を述べる方法

地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第22条の3第2項の規定により、申出書に申請不動産の登記事項証明書、住民票の写しその他唐津市長が必要と認める書類を添付し、唐津市総務部総務課に提出すること。

別紙 1

申請不動産に関する事項

(1) 土地

地目	面積	所在地
宅地	116.68㎡	唐津市新町1466番1

(2) 表題部所有者又は登記名義人の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称	住所
楠田 常治	東松浦郡唐津町大字唐津1467番地
鶴田 仁三郎	東松浦郡唐津町大字唐津1486番地
中山 萬吉	東松浦郡唐津町大字唐津1494番地
高添 與兵衛	東松浦郡唐津町大字唐津959番地
前川 増治郎	東松浦郡唐津町大字唐津1475番地
前川 常二	東松浦郡唐津町大字唐津1490番地
吉村 菊太郎	東松浦郡唐津町大字唐津966番地

別紙 2

申請不動産に関する事項

(1) 土地

地目	面積	所在地
公衆用道路	3.92 m <sup>2</sup>	唐津市新町1466番2

(2) 表題部所有者又は登記名義人の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称	住所
楠田 常治	東松浦郡唐津町大字唐津1467番地
鶴田 仁三郎	東松浦郡唐津町大字唐津1486番地
中山 萬吉	東松浦郡唐津町大字唐津1494番地
高添 與兵衛	東松浦郡唐津町大字唐津959番地
前川 増治郎	東松浦郡唐津町大字唐津1475番地
前川 常二	東松浦郡唐津町大字唐津1490番地
吉村 菊太郎	東松浦郡唐津町大字唐津966番地